

平成 28 年 10 月 25 日

お客さまへ

## 生命保険(特定保険契約)の代理店手数料開示等について

大東銀行（社長 鈴木孝雄）では、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくことを目的として、平成 28 年 11 月 1 日（火）より「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」をおこないますので、お知らせいたします。

記

### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が取扱いしている生命保険商品のうち、特定保険契約(※1)の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に自主的に開示いたします。代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、販売体制における透明性を高め、お客さまが商品選択をする上でより多くの判断材料を提供させていただくため、開示することといたしました。

※1 特定保険契約とは金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

従来は販売時に一括して保険会社から受領していた保険代理店手数料を、募集時のコンサルティングの対価として受領する「販売手数料」と、アフターフォロー等の対価として受領する「継続手数料」に分けて保険会社から受領する方式に変更いたします。

### 3. お客さまからのお問い合わせ先

最寄の本支店の窓口にお問い合わせください。

以上

報道各位からの本件に関するご照会は以下までお願いします。

大東銀行 営業企画部 関本  
TEL 024-939-1361 (ダイヤルイン)

